

介護老人保健施設るるどの泉北名古屋運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人羊蹄会が開設する介護老人保健施設るるどの泉北名古屋（以下「施設という」）の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の従業者が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な介護保健施設サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 施設の従業者は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、施設サービス計画に基づき、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活を営むことができるようにするとともに、入所者の栄養状態を把握し入所者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成し定期的に評価する。その者のその居宅における生活への復帰を目的とする。
- 2 施設の従業者は、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って介護保健施設サービスの提供に努める。
- 3 介護保健施設サービス等の実施に当たっては、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(施設の名称等)

第3条 施設の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 介護老人保健施設るるどの泉北名古屋
- (2) 所在地 愛知県北名古屋市熊之庄宮地97番地

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 施設に勤務する職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（医師と兼務）
管理者は、施設の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 従業者
 - 医師 1. 1以上（常勤換算）
 - 薬剤師 1名以上
 - 看護職員 10. 5以上（常勤換算）
 - 介護職員 26. 5以上（常勤換算）
 - 支援相談員 1. 1以上（常勤換算）
 - 理学療法士・作業療法士 1. 1以上（常勤換算）
 - 管理栄養士 1名以上
 - 介護支援専門員 2名以上

従業者は、介護保健施設サービスの提供に当たる。

- (3) 事務職員 1名以上

必要な事務を行う。

(入所者定員)

第5条 入所定員は109名とする。

〔多床室(4人床室)20室、(3人床)1室、従来型個室26室〕

(介護施設サービスの内容及び利用料等)

第6条 指定介護老人保健施設サービスの内容は次のとおりとし、指定介護老人保健施設サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、指定介護老人保健施設サービスが法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

- (1) 入浴、排泄、食事等介護及び日常生活上の世話
- (2) 機能訓練及びその他必要な医療
- (3) 療養上の世話
- (4) 健康チェック
- (5) 退所時指導

2 その他の費用

施設は前項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。なお、居住費及び食費については、介護保険負担限度額の認定を受けている入所者の場合、その認定証に記載された金額を1日あたりの料金とする。

(1) 居住費

多床室	(21室)	817円
従来型個室	(26室)	1,927円

(2) 利用者の選定に基づく特別な療養室の提供に係る追加的費用は、次の額を徴収する。

従来型多床室	990円(税込)/1日
従来型個室	1,131円(税込)/1日
従来型個室	1,100円(税込)/1日
従来型特別室A	3,619円(税込)/1日
従来型特別室B	2,781円(税込)/1日
従来型特別室C	1,241円(税込)/1日

＊外泊等で利用者が不在の場合においても、居室が当該利用者のために確保されている場合は、居住費および特別な室料は請求の対象となる。

3 日常生活において通常必要となる費用として利用者が負担すべき費用として

日用品費230円、教養娯楽費250円(1日あたり)を徴収する。

4 食費 1,995円(1日あたり)

5 利用者が日常生活において希望される介護老人保健施設サービスの費用で、保険給付の対象外となる下記のサービス項目については、利用者が負担すべき費用として実費相当額を徴収する。

①理美容

②健康管理(インフルエンザ予防接種、歯科検診)

- ③施設衣類、靴の貸出
- ④テレビ、冷蔵庫のリース
- ⑤電気使用（電化製品を持ち込んだ場合）
- ⑥業者依頼の洗濯
- ⑦コイン洗濯機、コイン乾燥機の利用

6 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。
なお、やむえない事情等により当該内容及び費用の変更がある場合には予め利用者又はその家族に対し説明を行い、利用者の同意を得ることとする。

（施設の利用に当たっての留意事項）

第7条 従業者は、利用者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

2 従業者は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

- （1） 別に定める入所者の守るべき事項を守り、他の迷惑にならないよう利用する。
- （2） 気分が悪くなったときはすみやかに申し出る。
- （3） 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。

（虐待の防止のための処置に関する事項）

第8条 介護老人保健施設事業所は、虐待の発生又は再発を防止するため、次のとおり措置を講ずるものとする。

- （1） 事業所における虐待の防止対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- （2） 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- （3） 事業所において介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を年に2回以上実施すること。
- （4） 前3、に掲げる処置を適切に実施するための担当者を置くこと。

（非常災害対策）

第9条 施設は、防火管理について責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し非常災害に備えるため、定期的に非難・救出等訓練を行う。

（その他運営についての留意事項）

第10条 施設は、職員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとしまた、業務体制を整備する。

- （1） 採用研修 採用後3か月以内
- （2） 継続研修 年1回

2 従業者は、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た入所者又はその家族等の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人羊蹄会と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成17年6月1日から施行する。

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

この規程は、平成19年7月12日から施行する。

この規程は、平成21年10月1日から施行する。

この規程は、平成23年5月1日から施行する。

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

この規程は、平成27年8月1日から施行する。

この規程は、平成27年9月1日から施行する。

この規程は、平成28年11月1日から施行する。

この規程は、平成30年7月1日から施行する。

この規程は、平成30年10月1日から施行する。

この規程は、平成30年12月1日から施行する。

この規程は、令和1年10月1日から施行する。

この規程は、令和2年2月1日から施行する。

この規程は、令和4年7月1日から施行する。

この規程は、令和6年1月1日から施行する。

この規程は、令和6年3月21日から施行する。

この規程は、令和7年2月1日から施行する。